

桜林高等学校 同窓会 会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は桜林高等学校 同窓会と称し、事務所を同校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は母校と連絡を密にし、会員相互の親睦と向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会報の発行および会員名簿の管理
2. 会員の親睦および向上を図るための各種行事
3. 母校の後援
4. その他必要と認める事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は次の会員で組織する。

- 正 会 員 桜林高等学校（金剛学園高等学校、金剛学園高等専修学校）卒業生
また、同校の中途退学者で入会を希望する者
- 準 会 員 母校在校生徒
- 特別会員 母校現職員
- 客 員 母校旧職員

第3章 役 員

(役 員)

第5条 本会は次の役員を置く

1. 会 長 1名
2. 名誉会長 (桜林高等学校長を名誉会長とする)
3. 副 会 長 2名
4. 会 計 2名
5. 会計監査 2名
6. 相 談 役 若干名 (歴代会長とする)
7. 顧 問 若干名 (教職員とする)
8. 理 事 卒業年次のクラスごとに2名

(役員選出)

第6条 本会役員の選出は、次のように行う。

1. 会長・副会長・会計・会計監査は総会で選出する。
2. その他の役員は、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は、その職務を代行する。
3. 会計は、会長の命を受けて、金銭の出納の任に当たる。
4. 会計監査は会計及び財産の状況を監査する。
5. 役員は会務を処理する。
6. 顧問は委員会推薦により、会長がこれを委嘱する。
7. 理事は、総会で議決する議案の審議を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会 議

(会 議)

第8条 会議は、総会及び、役員会とする。

(総 会)

第10条

1. 総会は、1年に1回会長がこれを招集する。
2. 役員会は会長が認めたとき、開催する。

(総会の仕事)

第11条 総会は次の事項で行う。

1. 事業報告及び決算の報告。
2. 事業計画の決定、及び予算案。
3. その他、会長が特に必要と認めたもの。

(会議の議決)

第12条 会議の決定は、出席会員の過半数の賛成による。

(役員会)

第13条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会務の執行にあたる。

第5章 会 計

(経 費)

第14条

1. 本会の経費は、入会金・雑収入をもって充てる。
2. 新会員は、入会の際、入会金を納入する。
3. 入会金は卒業時に¥10,000を徴収し、永久会員とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

第16条 本会則の変更は、総会の議決により定める。

付 頁

本会則は平成 13 年 11 月 3 日より施行する。
本会則は平成 17 年 10 月 15 日より施行する。
本会則は平成 21 年 9 月 12 日より施行する。
本会則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

桜林高等学校 同窓会 細則

(支援費用の支出)

第1条 本会会則第3条第4号に定める事業のうち、準会員(以下、本校生徒という)への支援費用は、次のとおりとする。

1. 本校生徒の行う課外活動を支援するため、その活動が顕著であり、本校の盛名を広く公に馳せた個人または団体に褒賞金を贈る。世界大会や全国大会等の公式競技大会へ出場し、優秀な成績(3位以上)を取めた団体に褒賞金50,000円を贈る。ただし、1団体年間100,000円を超えないものとする。
2. 難関大学及び国公立大学進学者に奨学褒賞金50,000円を贈る。
3. 褒賞金の金額は上限を定めたものであり、実際の交付金額と贈呈は、会長・副会長・会計の合議により決定する。

(慶弔慰労)

第2条 本会会則第3条第4号に定める事業のうち、会員および本校生徒の慶弔に伴う慶弔金、および職員への謝恩について、以下に定める。

1. 慶弔の基準(但し、届出のあった者だけとする)
 - (1) 慶事
会員が結婚の時、賀状を贈る。
 - (2) 弔事
正会員及び特別会員が死亡の時は香料5,000円を贈る。(なお、準会員が死亡の時は香料3,000円を贈る。)
2. 慰労の基準
 - (1) 特別会員が退職の際、記念品(図書カード3,000円分)を贈る。
 - (2) その他、会員において特別功労があったと認められる者の記念品については、その都度会長が決定し、これを贈る。

(旅費規程)

第3条 旅費は会長が招集する本会の会議のための役員の旅行費用につき支給する。

1. 開催の都度、交通費として1回につき1,000円を支給する。
2. 支払いは会議の都度行い、受領者は領収書に署名しなければならない。

付 則

令和4年4月1日より施行する。